

漁業許可に係る優先順位

1 当該漁業に係る許可又は起業の認可申請が許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を超えた場合には、次のとおり漁業許可（認可）の優先順位を決める。

第1位 現に、当該漁業の許可（認可）を有する者が申請した場合

第2位 当該漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、漁業許可を受けた漁船を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他当該漁船を使用する権利を取得して申請した場合

第3位 当該漁業の従事者が、当該漁業の漁業者として自立を図るため、漁業許可を受けた漁船以外の漁船により申請した場合

第4位 当該漁業を営み、又はこれに従事した経験がある者（以下「当該漁業経験者」という。）が申請した場合

第5位 当該漁業経験者以外の漁業者又は漁業従事者であって、当該漁業以外の海面漁業を営み、又はこれに従事したことがある者が申請した場合

第6位 漁業者又は漁業従事者でない者が申請した場合

(1) 第2位から第4位までの当該漁業を営み、又はこれに従事したことを証明する書類は、漁業協同組合の代表者による証明書とする。ただし、これを提出できない場合は次のとおりとする。営んだ証明は、当該漁業の年間操業日数が30日以上であることが確認できる水揚げ伝票とし、従事した証明は、雇用主による証明及び雇用主の当該漁業の年間操業日数が30日以上であることが確認できる水揚げ伝票とする。なお、水揚げ伝票は申請日から起算して2年以内のものとする。

(2) 第5位における当該漁業以外の海面漁業を営み、又はこれに従事したことを証明する書類は、漁業協同組合の代表者による証明書とする。ただし、これを提出できない場合は次のとおりとする。営んだ証明は、漁業の年間操業日数が30日以上であることが確認できる水揚げ伝票とし、従事した証明は、雇用主による証明及び雇用主の漁業の年間操業日数が30日以上であることが確認できる水揚げ伝票とする。なお、水揚げ伝票は申請日から起算して2年以内のものとする。

2 操業区域に漁業権漁場を含む許可の場合は、1の規定に係わらず、漁業権者の同意を得た者を優先する。

3 1の規定において同順位である者相互間については、操業区域に含まれる市町に住所を有する者を優先する。

4 3の規定において同順位である者相互間については、操業区域に隣接する漁業権漁場の漁業権者からの推薦を得た者を優先する。

5 1の規定による第2位から第4位までにおいて同順位であり、3、4の規定においても同順位である者相互間については、漁業許可に係る期間中に当該漁業を営み、又はこれに従事した日数の多い者が優先されるものとする。この場合において、「営んだ日数」とは、水揚げ伝票等により確認できる水揚げ日数とし、「従事した日数」とは、雇用主による証明等により確認できる日数とする。

6 1の規定による第5位において同順位であり、3、4の規定においても同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

第1位 当該漁業の操業区域において漁業を営む者

第2位 当該漁業の操業区域において漁業に従事する者

第3位 当該漁業の操業区域以外において漁業を営む者

第4位 当該漁業の操業区域以外において漁業に従事する者

7 6の規定による第1位から第4位までにおいて同順位である者相互間については、その申請の日以前10年の間において漁業を営んだ日数又は漁業に従事した日数の多い者が優先されるものとする。この場合において、「営んだ日数」とは、水揚げ伝票等により確認できる水揚げ日数とし、「従事した日数」とは、雇用主による証明等により確認できる日数とする。

8 1の規定による第6位において同順位であり、3、4の規定においても同順位である者相互間の優先順位は、参入に十分な資本及び経営計画を有しているかを具体的に勘案し、徳島県海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で決める。

9 1から8までの規定に従ったとしても、優先順位が決まらない場合は、公正な方法でくじを行う。

令和2年12月1日 施行

令和3年1月27日 一部改正